

防災（消防）計画

東広島市立 高屋中学校

〒739-2125

東広島市高屋町中島760番地

電話 (082) 434-0011

FAX (082) 434-0041

1. 目 的

この計画は、高屋中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

2. 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

1) 消防計画の適用範囲

この計画は、学校に勤務する職員及び登校してくる生徒その他出入りするすべての者に適用するものとする。

2) 防火管理者及び事務局

防火管理者は、教頭とし、事務局を総務担当係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

3) 防火管理者の権限及び業務

◇ 防火管理者は、この計画についての権限を有し、次の業務を行うものとする。

① 消防計画の検討及び変更

② 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進。

③ 消防設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進。

④ 火気の使用または取り扱いに関する指導。

⑤ 増改築、修繕、模様替え等の工事期における火災予防上の指導。

⑥ 生徒・職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成とその実施指導。

⑦ 校長に対する防火管理に対する助言及び報告。

⑧ 市教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進。

⑨ その他防火管理上必要な業務。

◇ 防火管理者は、次の業務について東広島市消防局への報告、届け出等を行うものとする。

① 消防計画の提出。（改正の都度）

② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続き。

③ 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡。

④ 消防用設備等の点検結果の報告。

⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告。

⑥ その他法令に基づく諸手続き。

3. 予防管理組織等

1) 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

① 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

② 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表1のとおりとする。

③ 自主点検を実施するための組織は、消防用設備及び建物、火気使用設備、電気設備等について適正な機能を維持するために、定期に点検検査を実施するものとし、自主点検検査班を別表2のとおり定める。

2) 火元責任者の業務

◇ 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

① 担当区域内（各教室）の火気管理。

- ② 担当区域内の諸設備器具の維持管理。
- ③ 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置。

3) 自主点検班の業務

◇ 自主点検班は、建物、火気使用器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し別に定める検査表により実施する。

- ① 調理室、作法室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否。
 - ② 理科室、実験室などの火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵取り扱い状況並びにその管理の適否、また実験用各種材料等の保管の適否。
 - ③ 冬季の暖房用ストーブの取り扱い、使用後の処理の適否、特に金属製煙突の構造、壁体貫通部の異状の有無の確認。
 - ④ 職員室、応接室等における喫煙、火気管理の適否。
 - ⑤ 体育館舞台部等の照明装置の異常の有無。
 - ⑥ ボイラー室、電気室の設備の異状の有無、灯油貯蔵所の漏油等の異状の有無。
 - ⑦ 廊下、階段等の非難上障害となる物品などの有無。
- ◇ 自主点検班及び点検資格者（消防設備士）は、消防用設備等の機能を維持管理するために、別に定める点検表により点検、整備を実施するものとする。

4) 自主点検検査の時期

◇ 自主点検検査は、次の時期に行うものとする。なお、平素における外観的な点検については各火元責任者が随時行うものとする。

① 自主検査

検査対象	検査時期（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
建築物	○			○			○			○		
火気使用設備器具	○					○			○		○	
危険物施設等	○			○			○			○		
電気設備	○		○		○				○			

② 自主点検

点検対象	点検時期（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
消火器		○			○		▽	○			○	
屋内消火栓		○			○			○			○	
消火用水		○	▽					○				
自動火災報知設備		○	▽		○			○			○	
非常警報設備器具	○				○				○			
非難器具		○						○				
誘導灯	○					○						
誘導標識		○			○			○			○	

▽＝点検資格者による機能点検 ○＝自主点検班による外観点検

5) 点検検査の記録及び報告

- ① 防火管理者は、点検資格者（消防設備士）及び各自主点検検査班長からの結果をまとめ、学校長に報告するとともに「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。
- ② 学校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種点検表を添付して3年に1回消防局に報告するものとする。

6) 不備欠陥事項の整備

- ◇ 防火管理者は、建築物等及び消防設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し学校長に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

4. 火災予防措置

1) 火気等の使用制限

- ◇ 防火管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限および危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。

2) 火災予防上の遵守事項

- ◇ 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
 - ② 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
 - ③ 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等をおかないこと。
 - ④ 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意すること。
- ◇ 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。
 - ① 教室等の一部を変更して使用するとき。
 - ② 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。
 - ③ カーテン、ブラインド及び暗幕の設置又は交換をするとき。
 - ④ 錠の管理方法や施錠位置を変更するとき。
- ◇ 校内において工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提出すること。
 - ② 生徒の安全を確保するため工事を行う区域への立ち入り禁止措置を講じておくこと。
 - ③ 消火器又は消火用水を配置しておくこと。
 - ④ 指定場所以外では、たき火、喫煙等を行わないこと。
 - ⑤ 危険物を使用するの工事は、その都度防火管理者に報告すること。

3) 学校施設を利用する者及び出入りする者の遵守事項

- ◇ 学校施設を利用する者は次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受け、防火責任者及び自衛消防組織を編成し学校長に届け出ること。
 - ② 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。
 - ③ 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。
 - ④ 指定場所以外では喫煙を行わないこと。特に吸い殻の処理を厳守すること。
 - ⑤ その他火災予防及び人命安全上必要な事項。

5. 自衛消防活動組織

1) 自衛消防隊の設置

- ◇ 自衛消防組織は、学校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）に防火管理者を副隊長とし、別表3のとおり編成する。

2) 隊長等の権限及び任務

- ◇ 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。
 - ① 避難開始時期の決定及び避難状況の把握。
 - ② 各種災害を判断し自衛消防活動上必要な指揮、命令。
 - ③ 消防隊と密接な連携
- ◇ 副隊長は、隊長を補佐し隊長が不在の場合はその任務を代行する。

6. 自衛消防活動

1) 自衛消防隊本部の設置及びその活動

- ◇ 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる生徒玄関前方の位置に設置する。なお、自衛消防隊の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。
- ◇ 自衛消防隊本部には防火対象物維持台帳及び在校者名簿など関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

2) 通報連絡

- ◇ 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに消防機関「119」に通報すること。
- ◇ 通報連絡係員は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。
 - ① 授業中の場合
「緊急放送、只今〇〇校舎〇〇階〇〇教室より火災が発生しました。生徒は先生の指示に従い全員校庭に避難しなさい。」
 - ② 休憩中の場合
「緊急放送、只今〇〇より火災が発生しました校舎にいる者は先生がすぐに行きますから教室で静かに待ちなさい。校舎外にいる者は、グラウンドに集まりなさい。」
- ◇ 通報連絡係員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防隊本部に通報すること。

3) 消火活動

- ◇ 初期消火係員は、火災発生の覚知と同時に発生場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。
- ◇ 消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること

4) 避難誘導

- ◇ 避難誘導は次により行うこと。避難場所及び避難経路は別図1のとおり定める。
 - ① 授業中校内出火の場合
 - ア 学級担任はただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
 - イ 避難及び避難経路は、原則として次による。
 - a 校内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全校生徒を校庭に避難させる。
 - b 火災発生階より上層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。
 - c 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。

- ウ ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わせないようにする。
- エ 出席簿を持ち廊下に整列させた後校舎外への避難誘導を行う。
- オ 廊下階段では「押さない」「走らない」「しゃべらない」を励行させる。
- カ 校舎外では、はや足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊本部に報告する。

② 休憩中校内出火の場合

- ア 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに出席簿を持ち定められた避難経路により避難誘導する。
- イ 副担任は、校内の生徒が残留する恐れのある便所、体育館、特別教室等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。
- ウ 校庭での人員点呼は、授業中の活動に準じて行う。

③ 授業中隣接建物より出火した場合

- ア 学級担任は、火災を覚知した場合、窓を閉めカーテンを開けて校庭へ避難誘導する。
- イ 校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

5) 防護安全措置

- ◇ 防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について次の安全措置を講ずるものとする。
 - ① 避難終了後の防火戸の閉鎖
 - ② 調理室及び理科室・白鳥学級・事務室のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動。
 - ③ 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置
 - ④ その他防護安全上必要な措置

6) 残留生徒の救出活動

- ◇ 救助係員は、火災と同時に次の活動を行うものとする。
 - ① 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
 - ② 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは階段を利用し、また、使用不可能な場合には、避難器具を操作し、救出する。
 - ③ 避難器具の展張にあたっては、地上の設定者を指定しその者との連携を図り設定する。

7) 応急救護活動

- ◇ 応急救護係員は、次の活動を行うものとする。
 - ① 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。
 - ② 負傷者の応急処置を行うとともに学年、氏名、負傷程度等の必要事項を記録し自衛消防隊本部に報告する。
 - ③ 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるよう努める。

8) 休日、夜間の活動は次の業務を行うものとする。

- ① 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別の定める緊急連絡者一覧表にもとづき関係者への連絡を行う。
- ② 消火器及び消火バケツ等を使用し、初期消火活動を行う。
- ③ 火災の延焼状況により当学校で定められた貴重品の搬出を行いその管理にあたる。

7. 震災予防措置

1) 震災予防措置

- ◇ 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため火災予防の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を建物検査時に行うものとする。
- ◇ 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。
 - ① 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊，落下危険の有無。
 - ② 戸棚，ロッカー，昇降口の靴箱等の倒壊危険の有無。
 - ③ 高所に不安定な物品をおく場合の落下防止措置の確認。
 - ④ 窓ガラスのひび割れ及び危険個所の有無。
 - ⑤ 理科室の実験器具，薬品による災害を防止するための措置の適否（例えば，強酸類は砂箱に，その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。）
 - ⑥ 理科室の化学消化器及び乾燥砂の状況の適否。

2) 地震後の安全措置

- ◇ 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室の窓及び天井等の安全確認及び火器使用器具の異状の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）
- ◇ 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり，建物，火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し，異常の有無を防火管理者に報告する。
- ◇ 防火管理者は，火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

3) 避難場所の指定

- ◇ 避難場所及び避難経路は別図 1 のとおり定める。

8. 地震時の活動

1) 地震時の活動

- ◇ 地震時の活動は，火災時の活動に準ずる他次によるものとする。

措置区分	学校長の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	・火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示，命令を行う。	・地震発生と同時に生徒を机の下などに身を隠させ本部からの指示を待つ。 ・火気使用器具の始末を行う。
第2次措置	・校舎及び周囲の状況を確認し，避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。	・教室内外の状況を確認し，避難の準備を行う。 ・屋外への避難命令を受けた場合は生徒に防護措置を取らせ避難経路に従い避難開始する。
第3次措置	・避難終了の確認を行うとともに第2次避難場所への動向を判断する。	・出席簿を携行し校庭へ避難完了したならば人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

2) 避難行動

◇ 避難行動は、次により行うものとする。

- ① 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- ② 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入り口の閉鎖及びその他の危険がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は別図1に従い行うものとする。

9. 風水害（土砂災害）時の活動

1) 風水害（土砂災害）の活動

◇風水害（土砂災害）の活動は次により行うものとする。

- ①気象庁が発表する「防災気象情報」等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害等に関する情報を十分把握しておく。
- ②臨時休業や下校等、早め早めの防災行動をとる。
- ③安全が確認されるまで生徒を学校で保護することを最優先とする。
- ④安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法で保護者への引渡しや、教職員の指導もとの帰宅により対応する。
なお、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて生徒を学校で保護する。
- ⑤気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、市教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断を行う。

2) 大雨等の発生時の確認事項

◇大雨等の発生時の確認

- ①窓の閉め忘れはないか、施錠はされているか。
- ②出入口は施錠されているか。
- ③ベランダに放置物等、危険なものはないか
- ④雨漏り等、問題のある箇所はないか
- ⑤屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか
- ⑥門扉は固定されているか。
- ⑦看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか
- ⑧放置物等、危険なものはないか
- ⑨倒木の危険はないか
- ⑩防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険箇所はないか
- ⑪屋外倉庫等の施錠はされているか

10. 防災教育等

1) 防災教育の実施

◇ 防火管理者は、教師に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- ① 消防計画に定める順守事項について
- ② 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
- ③ 火災及び地震などの災害時における任務及び責任について
- ④ その他火災予防上必要な事項について

◇ 学級担任は、生徒に対し次の基本事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。

- ① 火災及び地震等による災害の基礎知識について

- ② 地震の発生する要因について
- ③ 油類による火災発生危険について
- ④ 煙及びガス等の危険性について
- ⑤ 火災を予防するための基礎知識について
- ⑥ 非難方法及び避難訓練の重要性について
- ⑦ その他火災予防上必要な事項について

2) 防災思想の啓発

- ◇ 防火管理者は、教師及び生徒の防災意識を高めるため次の事項を行うものとする。
 - ① 防災に関するポスター、パンフレット等の作成
 - ② 生徒及びその家族に対して学校における防火対策及び避難訓練時等の結果について報知する。
 - ③ 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用し防災意識の高揚を図る。
 - ④ 消防署と密接な連絡を図り、火災予防等に対する円滑な推進を図る。

防災訓練

1) 防災訓練の実施

- ◇ 防火管理者は、防災教育に関する年度計画と合わせて各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成するものとする。

2) 避難訓練時の基本行動

- ◇ 訓練時の生徒がとる基本行動は次のとおりとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通じ習熟を図るものとする。

3) 消防機関への指導要請及び報告

- ◇ 防火管理者は、避難訓練、自衛消防訓練を実施する場合は事前に「自衛消防訓練通知書」により西条地区消防本部に通知するとともに必要と認める場合は指導の要請を行うものとする。

4) 訓練結果の検討

- ◇ 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

火災時の活動

1) 火災時の措置

- ◇ 防火管理者は、台風、集中豪雨で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。
 - ① 自主点検班として、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う。
 - ② 通報連絡係員をして、市教育委員会及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

2) 緊急下校

- ◇ 緊急下校は、市教育委員会の通達及び学校長の判断により行う。

災害種目別	生徒の基本行動
授業中校内火災	1 すべての行動をやめ、静かに放送を聞く。 2 先生の指示を受けるまでは、勝手な行動をしない。 上履きをきちんと履く。 3 ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。 学用品は持たない。 4 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当て煙を吸わないようにする。 5 「押さない」「走らない」「しゃべらない」で行動し、 特に階段においては注意する。 6 校庭に出たら駆け足で、集合する。 7 集合場所では、整列し座って指示を待つ。
休憩中校内火災	1 教室, 廊下, 体育館にいる場合 - ア 放送及び先生の指示をよく聞き, 指示通り静かに行動する。 - イ 避難の途中で教室等に引き返えさない。 2 校庭にいる場合 放送及び先生の指示に従い決められた集合位置に整列し 座って静かに待つ。
授業中地震発生	1 あわてて外に飛び出したりせず, 机の下に身を入れ頭を防護する。 2 先生の指示により, 校庭へ避難する場合は火災時の避難に準じて行う。
休憩中地震発生	1 教室, 廊下, 体育館にいる場合 - ア 教室にいる場合は, ただちに机の下に身を入れる。 - イ 廊下, 体育館にいる場合は, ガラス窓から離れて身をふせ, 先生の指示に従う。 - ウ 便所等にいる場合は, ドアを開き, その場で地震が終了するのを待ち先生の指示に従う。 2 校庭にいる場合 - ア 校舎や壁から離れる。 - イ 地震がおさまりしだい先生の指示に従う。

別表 2

自主点検検査班

種 別	実 施 区 分		実 施 班
自主点検	消 化 器		教頭，主幹教諭
	屋 内 消 火 栓		
	消 火 用 水		
	自 動 火 災 報 知 設 備		
	非 常 警 報 設 備 器 具		
	避 難 器 具		火元責任者 施設安全係
	誘 導 灯		
	誘 導 標 識		
自主検査	書 類 物 全 般		教頭，主幹教諭，事務主幹 養護教諭，各学級担任
	火気使用 設備器具	火気使用器具 全般	家庭科主任，理科主任， 養護教諭，事務主任
		ストーブ関係	各担任，火元責任者
	危 険 物 施 設		教頭
		変 電 室	主幹教諭
		配 電 施 設	主幹教諭
		その他 電気関係	主幹教諭
	地 下 タ ン ク		事務主幹

別表 3

自衛消防組織編成表

係 別		氏 名				火災時の任務概要		地震時の任務概要
指 揮 係		生徒指導主事				・ 自衛消防隊の指揮及び 隊長・副隊長の補佐		左に同じ
通報連絡係		教頭，主幹教諭				・ 消防機関への通報及びその確認 ・ 校内への報知及び避難状況等の把握		・ 出火防止の呼びかけ ・ 情報収集体制の早期確立
避難誘導係		1 年部生徒指導 2 年部生徒指導 3 年部生徒指導				・ 生徒の安全な避難誘導とその管理 ・ 消防隊到着時の誘導		・ 生徒の安全措置及び避難誘導 ・ 火気使用器具の始末
防護安全係		各学年主任				・ 使用中の電気，ガス等危険物の安全措置 ・ 防火戸の閉鎖		・ 使用中の電気・ガス等危険物の安全措置と非常口の確保
救助係	1 階	養護教諭	特 1	美術担当	新 1	1-5担任	・ 避難終了後の検索と残留者の救出	
	2 階	3 年部	特 2	理科主任	新 2	1-3担任		
	3 階	2 年部	特 3	音楽担当	新 3	1-1担任		
初期消火係		保健体育科主任 保健体育科担当				・ 火災の初期消火		・ 左に同じ
応急救護係		養護教諭，保健主事 英語科主任 数学科主任				・ 負傷者の応急処置及び負傷者の搬送		・ 左に同じ
搬 出 係		事務主幹 教務主任 進路指導主事				・ 非常持ち出し品の搬出及びその管理		・ 左に同じ

避難経路

基本

- 1 年生：新館の玄関からグラウンドへ避難
- 2 年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難
- 3 年生：本館東側階段から降りて職員玄関から避難
- ※ 2・3 年生は、降りる階段付近に出火場所がある場合には、渡り廊下を渡って特別棟に移動し、東側階段を降りてグラウンドへ避難

特別な場合

○HRで授業を受けている場合

・特別棟が出火場所

- 1 年生：新館の玄関からグラウンドへ避難
- 2 年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難
- 3 年生：本館東側階段から降りて職員玄関から避難

・事務室が出火場所（本館 1 階が出火場所の場合も同様）

- 1 年生：新館の玄関からグラウンドへ避難
- 2 年生：渡り廊下から特別棟に移動し、東側階段から降りてグラウンドへ避難
- 3 年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難

・保健室が出火場所の場合

- 1 年生：新館の玄関からグラウンドへ避難
- 2 年生：渡り廊下から特別棟に移動し、東側階段から降りてグラウンドへ避難
- 3 年生：本館東側階段から降りて職員玄関からグラウンドへ避難

○特別棟で授業を受けている場合

・特別棟が出火場所

学年に関わらず、出火場所を避けて階段を降りるか、渡り廊下を渡って本館の階段を降りるかしてグラウンドに避難

・本館のどこかが出火場所

学年に関わらず、東側にいる場合は東側階段から降りて、西側にいる場合には西側階段から降りてグラウンドに避難

※基本的に、出火場所から離れた経路を通して避難します。